

京都市告示第382号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第36条の規定により令和6年3月28日付けで確認を辞退した特定教育・保育施設について、法第41条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和6年9月9日

京都市長 松井 孝治

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	特定教育・保育施設の種類
津田 至左	聖徳保育園	京都市右京区太秦海正寺町30	保育所

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)